

様式 1 (G-MIS様式)

事業報告書				
医療法人整理番号		01133		
報告期間	自	令和5年4月1日		
	至	令和6年3月31日		
1 事業報告書の概要				
(1) 名称	分類	医療法人弘生会	分類 から のそれぞれの項目 (は社団のみ。) について、該当するものをリストから選択すること。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)	
	分類	社団 (出資持分なし)		
	分類	その他		
	分類	基金制度採用		
	(2) 事務所の所在地	都道府県	熊本県	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	熊本市東区	
		町名・番地	新外 3 丁目 9 番 1 号	
		建物名		
			<u>従たる事務所の記載はこちら</u>	
	(3) 設立認可年月日		平成11年2月18日	
	(4) 設立登記年月日		平成11年2月26日	
	(5) 理事長の氏名	姓	本庄	
		名	弘次	
	役員及び評議員の人数		7	理事長を含む人数を記載すること。
役員及び評議員		<u>記載はこちら</u>		
2 事業の概要				
(1-1) 本来業務 (病院、診療所)		<u>記載はこちら</u>		
(1-2) 本来業務 (介護老人保健施設、介護医療院)		<u>記載はこちら</u>		
(2) 附帯業務		<u>記載はこちら</u>		
(3) 収益業務		<u>記載はこちら</u>		
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		<u>記載はこちら</u>		
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債		<u>記載はこちら</u>	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債		<u>記載はこちら</u>		
(7) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設		<u>記載はこちら</u>		
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容		<u>記載はこちら</u>	全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9) その他		<u>記載はこちら</u>	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

様式 1 : 1-(2) (G-MIS様式)

[illegible]

様式 1 : 1-(5) (G-MIS様式)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	本庄	弘次	本庄内科病院管理者、介護医療院心ほか管理者
理事	本庄	多津子	
理事	本庄	弘幸	
理事	本庄	花織	
理事	本庄	茂樹	
理事	本庄	恵	
監事	岩崎	浩思	

- 注) 1 . 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
- 2 . 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
- 3 . 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

事業報告書

2-(1) 本来業務

(開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

[illegible]

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書

2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

[illegible]

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。

2.療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。

3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書

2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

[illegible]

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3) (G-MIS様式)

事業報告書		
2-(3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)		
種類	実施場所	備考
なし		

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

[illegible]

注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	
なし					
	</				

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	
なし				

注）

１．医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

２．購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

[illegible]

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

[illegible]

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

2-(9) その他	
日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

様式 2

法人名 医療法人 弘生会
所在地 熊本市東区新外3丁目9-1

医療法人整理番号	0	1	1	3	3
----------	---	---	---	---	---

財 産 目 録
(令和 6 年 3 月 31 日現在)

1 . 資 産 額	440,808 千円
2 . 負 債 額	177,828 千円
3 . 純 資 産 額	262,980 千円

(内 訳)	(単位 : 千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	174,542
B 固 定 資 産	266,266
C 資 産 合 計 (A + B)	440,808
D 負 債 合 計	177,828
E 純 資 産 (C - D)	262,980

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	

法人名 医療法人 弘生会
所在地 熊本市東区新外3丁目9-1

医療法人整理番号 01133

貸借対照表
令和6年3月31日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	174,542	流動負債	94,045
現金及び預金	60,728	支払手形	0
事業未収金	99,940	買掛金	8,476
有価証券	0	短期借入金	62,341
たな卸資産	3,342	未払金	19,895
前渡金	0	未払費用	0
前払費用	362	未払法人税等	0
その他の流動資産	10,170	未払消費税等	1,552
		前受金	
		預り金	1,457
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	324
固定資産	266,266		
1 有形固定資産	221,577		
建物	209,457		
構築物	1,653		
医療用器械備品	9,032	固定負債	83,783
その他の器械備品	1,259	医療機関債	
車両及び船舶	0	長期借入金	83,783
土地	0	繰延税金負債	
建設仮勘定	0	その他引当金	
その他の有形固定資産	176	その他の固定負債	
2 無形固定資産	11,526	負債合計	177,828
借地権	0	純資産の部	
ソフトウェア	11,345	科目	金額
その他の無形固定資産	181	基金	30,000
3 その他の資産	33,163	積立金	232,980
有価証券		代替基金	
長期貸付金	2,000	繰越利益積立金	-18,760
保有医療機関債		その他積立金	251,740
その他長期貸付金			
役職員等長期貸付金	0		
長期前払費用	29,009		
繰延税金資産		評価・換算差額等	
その他の固定資産	2,154	その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	262,980
資産合計	440,808	負債・純資産合計	440,808

(注) 1. 表中の固定された勘定科目については、変更しないこと。

2. 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。

リストにない勘定科目がある場合は、原則リスト中の「その他○○」を選択すること。

法人名 医療法人 弘生会
所在地 熊本市東区新外3丁目9-1

医療法人整理番号 01133

損 益 計 算 書
自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(単位 : 千円)

科目		金	額
事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			633,782
2 事業費用			
(1) 事業費	677,064		
(2) 本部費	0		677,064
本来業務事業損失			43,282
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
附帯業務事業利益			0
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
収益業務事業利益			0
事業損失			43,282
事業外収益			
受取利息	3		
その他の事業外収益	31,917		31,920
事業外費用			
支払利息	1,314		
その他の事業外費用	33		1,347
経常損失			12,709
特別利益			
固定資産売却益	19		
その他の特別利益	8		27
特別損失			
固定資産売却損	0		
その他の特別損失	0		0
税引前当期純損失			12,682
法人税・住民税及び事業税		82	
法人税等調整額		0	82
当期純損失			12,764

(注) 1 . 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること (自動表示) 。
2 . 表中の勘定科目については、変更しないこと。
3 . 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。
リストにない勘定科目がある場合は、リスト中の「その他 ○ ○」を選択すること。

法人名 医療法人 弘生会
所在地 熊本県熊本市東区新外3丁目9番1号

医療法人整理番号	0	1	1	3	3
----------	---	---	---	---	---

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の近親者が代表 者である法人	(有) 本庄総業	熊本市東区新外3丁 目9-6	64,632	不動産賃貸	理事長の配偶者 が社長	土地賃貸	996	前払費用	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

・当法人理事長本庄弘次の配偶者が代表取締役である法人。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	本庄弘次	医師	当法人理事長、 不動産の賃借	土地賃貸	2,712	前払費用	0
役員	本庄弘幸	法人理事	兄	土地賃貸	1,920	前払費用	0
役員	本庄澄子	法人理事	母	土地賃貸	504	前払費用	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

・近隣相場を調査し、決定している。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 弘生会

理事長 本庄 弘次 殿

私は、医療法人 弘生会の令和 5 会計年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 5 月 25 日

医療法人 弘生会

監事 岩崎 浩思